

第10期
朝日町分別収集計画

令和4年6月

朝 日 町

目 次

1	計画策定の意義	1
2	基本的方向	1
3	計画期間	1
4	対象品目	2
5	各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み (法第8条第2項第1号)	2
6	容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項 (法第8条第2項第2号)	3
7	分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器 包装廃棄物の収集に係る分別の区分 (法第8条第2項第3号)	4
8	各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物 ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務 省令で定める物の量の見込み (法第8条第2項第4号)	5
9	各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物 ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務 省令で定める物の量の見込みの算定方法	6
10	分別収集を実施する者に関する基本的な事項 (法第8条第2項第5号)	6
11	分別収集の用に供する施設の整備に関する事項 (法第8条第2項第6号)	7
12	その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項	8

1 計画策定の意義

快適でうるおいのある生活環境の創造のためには、大量生産、大量消費、大量廃棄に支えられた社会経済・ライフスタイルを見直し、循環型社会を形成していく必要がある。そのためには、社会を構成する主体がそれぞれの立場でその役割を認識し、履行していくことが重要である。

当町では、平成7年度から資源物の分別収集に取り組み、町内の定期収集はもとより、集団回収の奨励や平成15年度には資源物回収の拠点施設として資源物回収広場を設置し、資源物の回収に努めてきた。平成23年度には第2資源物回収広場を開設し、平成28年4月には3箇所目となる資源物回収広場を開設するなど、回収機会を増やしてきたところである。しかし、近年の一人当たりの容器包装廃棄物の回収量は若干減少しており、住民のリサイクル意識の低下が危惧される。

本計画は、このような状況のなか、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（容器包装リサイクル法）第8条に基づいて一般廃棄物の大宗を占める容器包装廃棄物を分別収集するとともに地域における容器包装廃棄物の3R（リデュース：発生抑制、リユース：再使用、リサイクル：再生利用）を推進し、最終処分量の削減を図る目的で、町民、事業者、行政がそれぞれの役割を明確にし、具体的な推進方策を明らかにするとともに、これを公表することにより、すべての関係者が一体となって取り組むべき方針を示すものである。

本計画の推進により、容器包装廃棄物の3Rを推進するとともに、廃棄物の減量や最終処分場の延命化、温室効果ガスの削減、資源の有効利用が図られ、循環型社会の形成が図られるものである。

2 基本的方向

本計画を実施するに当たっての基本的方向は次のとおりとする。

- (1) 容器包装廃棄物の発生抑制、再使用、リサイクルを基本とした地域社会づくり
- (2) すべての関係者がそれぞれの役割を担いながら、連携した取り組みによる環境負荷の低減

3 計画期間

本計画の計画期間は、令和5年4月を始期とする5年間とし、3年ごとに見直す。

4 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器（無色、茶色、その他の色）、段ボール、その他の紙製容器包装、ペットボトル、その他のプラスチック製容器包装を対象とする。

5 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み（法第8条第2項第1号）

各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込みを表1-1に、品目別排出量の見込みを表1-2に示す。

表1-1 容器包装廃棄物の排出量の見込み (単位：t/年)

品 目	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度
容器包装廃棄物	912.3	890.9	869.9	849.5	829.4

表1-2 容器包装廃棄物の品目別排出量の見込み (単位：t/年)

容器包装廃棄物の種類		5年度	6年度	7年度	8年度	9年度
金属製	スチール	31.7	31.0	30.2	29.5	28.8
	アルミ	50.1	48.9	47.8	46.6	45.5
ガラス製	無色	81.8	79.9	78.0	76.2	74.4
	茶色	63.4	61.9	60.5	59.1	57.7
	その他色	14.2	13.9	13.5	13.2	12.9
紙製	段ボール	139.4	136.1	132.9	129.8	126.7
	その他紙製容器包装	136.9	133.7	130.5	127.5	124.5
プラスチック製	ペットボトル	86.8	84.8	82.8	80.8	78.9
	その他プラスチック製容器包装	308.0	300.7	293.7	286.8	280.0
合 計		912.3	890.9	869.9	849.5	829.4

6 容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項

(法第8条第2項第2号)

容器包装廃棄物の排出の抑制の促進を図るため、以下の方策を実施する。

なお、実施にあたっては、町民、事業者、再生事業者等がそれぞれの立場から役割を分担し、相互に協力・連携を図る。

(1) 環境教育、啓発活動の推進

① 学校教育と地域学習会の奨励

ごみ問題は、幼少の頃からの動機付けや習慣を身につけることが大切であることから、学校におけるリサイクルの取組みやごみ処理施設の見学を通じ「ごみ」に関する学習を実施し、環境教育の重要性を意識付ける。

また、自治振興会や町内会・各種団体等が実施するリサイクル等に関する学習会において「出前講座」を開催し、リサイクル運動の促進を図る。

② 町広報誌やチラシ、ケーブルテレビによるPR

毎月1日に発行している「広報あさひ」に、ごみ処理の現状やリサイクルに関する事項を随時掲載して啓発に努めるとともに、適宜、全戸配布用のチラシを作成し、環境美化への意識の高揚を図る。また、ケーブルテレビを活用して、ごみ減量化やリサイクルに関する分別の徹底や出し方の再確認を映像にて呼び掛ける。

③ 自治振興会や町内会等との連携

自治振興会を通じて啓発活動を行うとともに、ごみ問題等啓発活動の一環として、町内会から選出された地域環境美化推進員を対象に、行政とのパイプ役として地域でのごみ問題への取り組み方等役割について説明会を開催するなど、地域との連携強化を図る。

④ 各種イベント等の開催

ごみ排出抑制、リサイクル啓発の一環として、イベント等を開催し啓発に努める。

具体的な事業として4月及び5月に実施する地区の不法投棄防止パトロールを通じて啓発を行う。また、7月を町民総ぐるみで地域の清掃活動を行う月間と定めるとともに、「町民総ぐるみ清掃デー」を設定し、町内の身近な道路・河川・側溝・海岸・公園等や各家庭周辺の清掃などの環境美化活動を通じて啓発を行う。

(2) 排出抑制とリサイクル活動の推進

① ライフスタイルの見直し

スーパーマーケット等の小売店での包装の簡素化、容器包装廃棄物の店頭回収と資源化を推進する。

② ごみ減量化・リサイクルに適した商品の購入

詰め替え可能な商品及びリターナブル容器、再生資源を原材料として利用した製品の積極的な利用、販売の促進と啓発に努める。

7 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分（法第8条第2項第3号）

最終処分場の残余容量、廃棄物処理施設の整備状況及び再商品化計画等を総合的に勘案し、分別収集をする容器包装廃棄物の種類を下表左欄のとおり定める。また、町民の協力度、収集に係る分別の区分は、下表右欄のとおりとする。

分別収集をする容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分
主としてスチール製の容器 主としてアルミ製の容器	缶
主として 無色のガラス製容器 ガラス製の 茶色のガラス製容器 容器 その他のガラス製容器	ガラスびん
主として段ボール製の容器	段ボール
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	段ボール以外のその他紙製容器包装
主としてポリエチレンテレフタレート(PET)製の容器であって飲料又はしょうゆ等を充てんするためのもの	ペットボトル
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	白色の発泡スチロール製食品トレイ（以下「白色トレイ」と表記）
	ペットボトル、白色トレイ以外のその他プラスチック製容器包装

8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み（法第8条第2項第4号）

	5年度		6年度		7年度		8年度		9年度	
主としてスチール製の容器	6.3 t		6.2		6.2		6.1		6.0	
主としてアルミ製の容器	13.5 t		13.3		13.1		12.9		12.8	
無色のガラス製容器	(合計) 17.9 t		(合計) 17.7 t		(合計) 17.4 t		(合計) 17.2 t		(合計) 17.0 t	
	(引渡)量 0 t	(独自)処理量 17.9 t	(引渡)量 0 t	(独自)処理量 17.7 t	(引渡)量 0 t	(独自)処理量 17.4 t	(引渡)量 0 t	(独自)処理量 17.2 t	(引渡)量 0 t	(独自)処理量 17.0 t
茶色のガラス製容器	(合計) 25.8 t		(合計) 25.5 t		(合計) 25.1 t		(合計) 24.8 t		(合計) 24.4 t	
	(引渡)量 0 t	(独自)処理量 25.8 t	(引渡)量 0 t	(独自)処理量 25.5 t	(引渡)量 0 t	(独自)処理量 25.1 t	(引渡)量 0 t	(独自)処理量 24.8 t	(引渡)量 0 t	(独自)処理量 24.4 t
その他の色のガラス製容器	(合計) 10.3 t		(合計) 10.2 t		(合計) 10.1 t		(合計) 9.9 t		(合計) 9.8 t	
	(引渡)量 0 t	(独自)処理量 10.3 t	(引渡)量 0 t	(独自)処理量 10.2 t	(引渡)量 0 t	(独自)処理量 10.1 t	(引渡)量 0 t	(独自)処理量 9.9 t	(引渡)量 0 t	(独自)処理量 9.8 t
主として段ボール製の容器	87.6 t		86.4 t		85.2 t		84.0 t		82.9 t	
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	(合計) 28.0 t		(合計) 27.6 t		(合計) 27.3 t		(合計) 26.9 t		(合計) 26.5 t	
	(引渡)量 28.0 t	(独自)処理量 0 t	(引渡)量 27.6 t	(独自)処理量 0 t	(引渡)量 27.3 t	(独自)処理量 0 t	(引渡)量 26.9 t	(独自)処理量 0 t	(引渡)量 26.5 t	(独自)処理量 0 t
主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって飲料又はしょうゆその他主務大臣が定める商品を充てんするためのもの	(合計) 24.0 t		(合計) 23.7 t		(合計) 23.4 t		(合計) 23.0 t		(合計) 22.7 t	
	(引渡)量 24.0 t	(独自)処理量 0 t	(引渡)量 23.7 t	(独自)処理量 0 t	(引渡)量 23.4 t	(独自)処理量 0 t	(引渡)量 23.0 t	(独自)処理量 0 t	(引渡)量 22.7 t	(独自)処理量 0 t
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	(合計) 15.3 t		(合計) 15.1 t		(合計) 14.9 t		(合計) 14.7 t		(合計) 14.5 t	
	(引渡)量 15.3 t	(独自)処理量 0 t	(引渡)量 15.1 t	(独自)処理量 0 t	(引渡)量 14.9 t	(独自)処理量 0 t	(引渡)量 14.7 t	(独自)処理量 0 t	(引渡)量 14.5 t	(独自)処理量 0 t
(うち白色トレイ)	(合計) 0 t		(合計) 0 t		(合計) 0 t		(合計) 0 t		(合計) 0 t	
	(引渡)量 0 t	(独自)処理量 0 t	(引渡)量 0 t	(独自)処理量 0 t	(引渡)量 0 t	(独自)処理量 0 t	(引渡)量 0 t	(独自)処理量 0 t	(引渡)量 0 t	(独自)処理量 0 t

9 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法

特定分別基準適合物ごとの回収実績と環境省が示すごみ排出量に占める容器包装廃棄物比率から算出した回収量をもとに品目ごとに直近の回収率を推計し、今後5年間の回収率を、実績や今後の啓発活動の効果、リサイクルの浸透を考慮して設定し、見込まれる排出量に対して見込まれる回収率を乗じて算定した。

10 分別収集を実施する者に関する基本的な事項（法第8条第2項第5号）

分別収集は、現行の収集体制を活用して行う。また、町内会や団体等による集団回収によって分別収集するものは、その制度の推進を図り、拠点回収については回収場所の利用促進を図る。

分別収集をする容器包装廃棄物の種類		収集に係る分別の区分	収集・運搬段階	選別・保管等段階
主としてスチール製の容器		スチール缶	定期収集(資源物回収ステーション) 拠点回収(資源物回収広場)	民間業者
主としてアルミ製の容器		アルミ缶	集団回収 拠点回収(資源物回収広場)	資源回収業者
主としてガラス製の容器	無色のガラス製容器	無色びん	定期収集(資源物回収ステーション) 拠点回収(資源物回収広場)	民間業者
	茶色のガラス製容器	茶色びん	定期収集(資源物回収ステーション) 拠点回収(資源物回収広場)	民間業者
	その他のガラス製容器	青緑色びん 黒色びん	定期収集(資源物回収ステーション) 拠点回収(資源物回収広場)	民間業者
主として段ボール製の容器		段ボール	集団回収 拠点回収(資源物回収広場)	資源回収業者
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの		紙製容器包装	定期収集(資源物回収ステーション) 拠点回収(資源物回収広場)	民間業者
主としてポリエチレンテレフタレート(PET)製の容器であって飲料又はしょうゆ等を充てるためのもの		ペットボトル	拠点回収(スーパー、小中学校、JA施設等) 拠点回収(資源物回収広場)	民間業者
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの		プラスチック製容器包装	定期収集(資源物回収ステーション) 拠点回収(資源物回収広場)	民間業者

1 1 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項（法第8条第2項第6号）

分別収集する容器包装廃棄物のうち、スチール缶とびん類、ペットボトル、その他紙製容器包装、その他プラスチック製容器包装については、民間業者の施設で選別・保管する。

また、アルミ缶、段ボール類については、集団回収・拠点回収後資源回収業者が梱包、保管を行う。

分別収集をする容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分	収集容器	収集車	中間処理
スチール製容器	スチール缶	網かご	パッカー車	民間業者施設
アルミ製の容器	アルミ缶	網かご	回収団体車輛	民間業者施設
無色のガラス製容器	無色びん	プラスチックコンテナ	トラック	民間業者施設
茶色のガラス製容器	茶色びん	プラスチックコンテナ	トラック	民間業者施設
その他のガラス製容器	青緑色びん 黒色びん	プラスチックコンテナ	トラック	民間業者施設
段ボール	段ボール	縛る	回収団体車輛	民間業者施設
その他の紙製容器	紙製容器包装	網かご、縛る	パッカー車	民間業者施設
ペットボトル	ペットボトル	段ボールコンテナ	トラック	民間業者施設
その他のプラスチック製容器	プラスチック製容器包装	網かご	パッカー車	民間業者施設

1 2 その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項

分別収集計画を実効あるものにするため、次の取り組みを進める。

(1) 朝日町廃棄物減量等推進協議会組織の活用

町民や事業者の意見、要望を反映させ、容器包装廃棄物の分別収集を円滑に効率よく進めていくため、地域住民の代表者、関係団体の代表者、企業等で組織した「朝日町廃棄物減量等推進協議会」で協議する。

(2) 自治振興会や地域環境美化推進員による排出指導の徹底

容器包装廃棄物が、分別の区分と基準にしたがって適正に排出されるように、また、自主的な地域リサイクル活動を推進していくため、自治振興会などに積極的に「出前講座」を行うほか、朝日町地域環境美化推進員の研修会等を行い、排出指導の徹底を期していく。

(3) 事業者の資源化に対する指導、支援

事業者の自主的な回収と資源化を促進するために連携、協力して啓発活動を推進する。

(4) 集団回収団体への支援

町内会や女性団体などの集団回収団体に対する支援を継続する。